

ヲ以テ公示スル筈ニ有之候間右為念申添候也

与甲二〇

明治三年十月

内閣書記官

内閣總理大臣

法制局長官  
内閣書記官長

外務大臣

大蔵大臣

海軍大臣

文部大臣

逓信大臣

内務大臣

陸軍大臣

司法大臣

農商務大臣

日露講和條約公布ノ日ヲ以テ左案ノ通  
詔勅公布ノ儀奏請相成ヘキ

詔勅全文  
御名 御璽

明治三十八年十月十六日

内閣總理大臣  
各省大臣

詔勅案

朕東洋ノ治平ヲ維持シ帝國ノ安全ヲ保障スルヲ以テ國交ノ要義ト爲シ夙夜懈ラス以テ皇猷ヲ光顯スル所以ヲ念フ不意客歲露國ト齟齬ヲ啓クニ至ル亦寔ニ國家自衛ノ必要已ムヲ得サルニ出ラタリ開戰以來朕カ陸海ノ將士ハ内籌畫防備ニ勤ノ外進攻出戰ニ勞シ萬難ヲ冒シテ殊功ヲ奏ス在廷ノ有司帝國議會ト亦善ク其ノ職ヲ盡シ

テ以テ朕カ事ヲ獎メノ軍國ノ經營内外  
ノ施設具ノ緩急ヲ愆ラス億兆克ク儉  
ニ克ク勤メ以テ國費ノ負荷ニ任シ以  
テ費用ノ供給ヲ豐ニシ舉國一致大業  
ヲ贊襄シテ帝國ノ威武ト光榮トヲ四  
表ニ發揚シタリ是國ヨリ我カ皇祖皇  
宗ノ威靈ニ賴ルト雖抑亦文武臣  
僚ノ職務ニ忠ニ億兆民庶ノ奉公ニ勇  
ナルノ致ス所ナラスムハアラス交戦  
二十閱月帝國ノ地歩既ニ國ク帝國ノ

國利既ニ伸フ朕ノ恒ニ平和ノ治ニ汲々  
タル豈徒ニ武ヲ窮メ生民ヲヒテ永ク  
鋒鏑ニ困マレムルヲ欲セムヤ  
嚮ニ亞米利加合衆國大統領ノ人道ヲ  
尊ヒ平和ヲ重スルニ出テテ日露兩國  
政府ニ勸告スルニ講和ノ事ヲ以テス  
ルヤ朕ハ深ク其ノ好意ヲ諒トシ大統  
領ノ忠言ヲ容レ乃チ全權委員ヲ命シ  
テ其ノ事ニ當ラシム爾來彼我全權ノ  
間數次會商ヲ累ニ我ノ提議スル所ニ

レテ始ヨリ立戦ノ目的タルモノト東  
洋ノ治平ニ必要ナルモノトハ露國其  
ノ要求ニ應レテ以テ和好ヲ欲スルノ  
誠ヲ明ニシタリ朕全權委員ノ協定ス  
ル所ノ條件ヲ覽ルニ皆善ク朕力旨ニ  
副フ乃チ之ヲ嘉納批准セリ朕ハ茲ニ  
平和ト光榮トヲ併セ獲テ上ハ以テ祖  
宗ノ靈鑒ニ對ヘ下ハ以テ丕續ヲ後昆  
ニ貽スヲ得ルヲ喜ヒ汝有衆ト其ノ譽  
ヲ偕ニシ永ク列國ト治平ノ慶ニ賴ラ

ムコトヲ思フ今ヤ露國亦既ニ舊盟ヲ  
尋テ帝國ノ友邦タリ則チ善隣ノ誼ヲ  
復シテ更ニ益々敦厚ヲ加フルコトヲ  
期セサルヘカラス

惟フニ世運ノ進步ハ頃刻息マス國家  
内外ノ廢政ハ一日ノ懈ナカラムコト  
ヲ要ス偃武ノ下益々兵備ヲ修メ戰勝  
ノ餘愈々治教ヲ張り然レテ後始テ能ク國  
家ノ光榮ヲ無疆ニ保チ國家ノ進運ヲ  
永遠ニ扶持スヘシ勝ニ徂レテ自ラ裁

抑スルヲ知ラズ驕怠ノ念從テ生スル  
 カ若キハ深ク之ヲ戒メサルヘカラズ  
 汝有衆其レ善ク朕カ意ヲ體シ益々其  
 ノ事ヲ勤メ益々其ノ業ヲ勵ミ以テ國  
 家富強ノ基ヲ固クセムコトヲ期セヨ

外甲四九

明治三十八年十月十九日

内閣書記官

内閣總理大臣

市

内閣書記官長

西

外務大臣

山

大藏大臣

水

海軍大臣

備

文部大臣

正

逓信大臣

兼

内務大臣

山

陸軍大臣

兵

司法大臣

和

農商務大臣

山

東清鐵道受領ノ權限ヲ大山樞密

原司令官ニ委任ノ件

右件件ニ供ス

七